

牧之原市多目的体育館 使用料減免率一覧表

施設名/対象	料金区分	65才以上	身体障害者	精神障害者	知的障害者	障害者 介助人 (1人につき1人まで)	小中学校 高等学校が 上位大会に繋がる 大会を開催する	市スポーツ協会加盟 団体、市スポーツ少 年団が上位大会に 繋がる大会を誘致す る場合	市等が共催し、他団 体とともに利用する 場合	日本スポーツ協会 系スポーツ協会、 属する支部、連盟が 講習会、上位に繋 がる大会を誘致する 場合	市等が政策的に誘 致した事業を行わせ る場合	市スポーツ協会 市スポーツ少年団本 部 まきスポが利用する 場合	多目的体育館の指 定管理者が市等と共 催、市等の要請によ り公共目的で利用す る場合	多目的体育館の指 定管理者が委託され た目的を達成するた めに事業を実施する 場合	市内宿泊利用かつ 施設を利用する場合 (他補助を受けてい る場合を除く)	国、県若しくはこれ らが設置する機関が 利用する場合	市等が利用する場合	市内幼保園 こども園 教育の一環として利 用する場合	小中学校 高等学校 教育の一環として利 用する場合 (部活動を除く)
適用規定		条例施行規則 第9条 減免基準に関する内 規第5条	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第5条	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第5条	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第5条	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第5条第3項	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(1)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(2)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(3)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(4)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(5)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(6)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(7)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(8)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第4条(9)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第3条(1)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第3条(2)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第3条(3)	条例施行規則 第9条 減免基準に関する 内規第3条(3)
メインフロア	個人利用	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	占有利用	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	100/100	100/100	100/100
	照明利用	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	100/100	100/100	100/100
	冷暖房設備	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	100/100	100/100	100/100
トレーニングルーム	個人利用	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
会議室	個人利用	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	占有利用	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	100/100	100/100	100/100
多目的ルーム	個人利用	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	占有利用	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	50/100	100/100	100/100	100/100	100/100
キッズルーム	個人利用	—	50/100	50/100	50/100	100/100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考

市等とは、市長及び市の行政機関、並びに市の附属機関をいう。

高齢者等とは、65歳以上の高齢者、身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

営利活動とは、参加者から保険料や会場費、講師料などを含む料金を徴収するすべての事業をいう。市等が行う場合はこの限りではない。

教育の一環とは、園児、児童、生徒を対象として活動、授業及び行事をいう。部活動はこれに含まない。

備品使用料は減免の対象としない。(免除の場合を除く)

照明及び空調料金については減免の対象としない。(免除の場合を除く)

長期の渡り施設を占有する場合など、施設収入に著しく影響を及ぼす可能性がある場合は別途協議する。

※適用除外

利用目的がもたら営利活動、政治活動、宗教活動である場合

団体本来の活動目的に直接関連せず、私的な趣味活動等を目的とする場合

※減免取消

利用減免申請に虚偽の申告をしたと認められた場合その減免を取り消し、不足する利用料金を直ちに納付しなければならない。